

「鳥西版ラーケーション（体験的学習活動等自主休業日）」実施要項

鳥取西高等学校

1 目的

本校の教育目標等を踏まえ、学校だけでは取り組むことができないような主体的・体験的な活動に取り組める機会を確保するために、「鳥西版ラーケーション（体験的学習活動等自主休業日）」を設ける。

2 内容

休業日（平日）において、一の年度内に3日まで取得できる。この日は欠席にせず、「出席停止・忌引き等」の扱いとする。

3 申請方法等

- ・原則1週間前までに、本人及び保護者が鳥西版ラーケーション申請書を学校に提出する。学校は内容を確認した後、許可する。
- ・原則として詳細の計画書、報告書の提出は必要ないが、詳細の内容等を確認する必要がある場合は提出を求めることがある。

4 原則として取得できない日

○全校生徒を対象とした行事

入学式、始業式、終業式、定期考査、実力テスト、校内模試、西高祭 等

○学年等を対象とした行事

遠足、研修旅行 等

5 その他

- （1）4に関し、例外については、その都度協議する。
- （2）取得により欠いた授業等の扱い（補充等）については、病気等による欠席と同様の対応とする。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。